

法人税又は所得税の納税証明書

- (1) この書面は、申請者の納税地の税務署長が発行したもの。
- (2) 申請者が法人である場合は、法人税の申請直前の事業年度における納付すべき税額及び納付済額を証明したもの。
- (3) 申請者が個人の場合は、所得税の申請直前の年度における納付すべき税額及び納付済額を証明したもの。
- (4) 事業実績及び決算書と一致する。
- (5) 新規の場合で、法人申請で第一期の決算が終了していない場合、個人申請で申請者が申請直前まで給与所得者だった場合など、納税証明書が発行されない場合は、添付不要。

チェックポイント

- ・ 納付すべき税額及び納付済額を証明しているもの（「その1・納税額等証明用」と記載されたもの）が添付されていることを確認する。